平成３０年（フ）第６６５号
大阪市西成区出城２丁目１番８号
債務者　ディオラ株式会社
代表者仮代表取締役　高山久美子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　破産債権の届出期間　平成30年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９号
愛媛県松山市福音寺町411番地９
債務者　株式会社ｔｓｕｎｏ
代表者代表取締役　津野　弘義
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　佳子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後１時45分
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
岩手県北上市村崎野19地割68番地１
債務者　有限会社花北窓業
代表者代表取締役　小野寺国三郎
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時
盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１２３４号
東京都板橋区徳丸１丁目61―12―201
債務者　福山香江子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　哲芝
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３４８号
神奈川県横浜市青葉区荏田町297―３―407
債務者　上田　昭裕
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　鐘賢
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５６８号
東京都調布市上石原３丁目22―37
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小畑　明彦
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４号
千葉県柏市高柳1756番地12
債務者　嶋田　一貴
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
4　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３９３号
東京都葛飾区東立石２丁目１―７―402
債務者　奥住　正則
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲生　隆浩
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４２２号
東京都葛飾区東金町１丁目36―２―501
債務者　久保千恵子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　付岡　　透
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８９号
東京都八王子市西浅川町58―１
債務者　東野　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５号
川崎市川崎区川中島１丁目３番10号　フォレスト大師　207
債務者　山田　友行
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　和明
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
山口県下関市中央町８番22―502号　市営中央改良住宅３
債務者　中島葉奈子こと　朴　　英順
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　　淳
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１４６６号
東京都墨田区横川１丁目15―１―1009
債務者　鵜野　真実
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　大介
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３３１号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町488　西菅田団地２街区２号棟401号室
債務者　能登谷　梓
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森嶋　裕子
4　破産債権の届出期間　平成30年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部